

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

近年の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、輸入農産物との価格競合による国内農産物の価格低迷が国内生産の縮小を招き、結果として後継者不足が深刻化する状況が続いている。さらに、農業従事者の高齢化に加え、食料自給率の低下、農業の多面的機能の喪失、関連産業と地域経済の減退などの影響も懸念されている。

今後は、国が行う農業政策の変化を的確に捉え、IOT・AIなどを活用したスマート農業の推進により、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境整備を進めていく必要がある。

表～農家人口、経営耕地面積等の推移

区分	昭和 63 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
農家人口(人)	1,938	1,815	660	466
総農家数(戸)	455	426	266	194
経営耕地面積(ha)	2,939	2,934	2,653	2,655
一戸当りの経営耕地面積(ha)	6.5	6.9	10	13.7
農業従事者(人)	1,327	1,160	724	1,238

② 林業

森林面積は、本町総面積の約6割を占めている。近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などにより森林整備も滞りつつである。

林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業生産活動は停滞傾向にあるが、皆伐・間伐林齢を迎えた森林の計画的な整備が必要となっているほか、水源かん養機能や山地災害防止機能を保全するための森林管理等が求められている。

③ 中小企業

ア 商業

月形町の商業は、小売業を主体に町内の購買ニーズに応じてきたが、小規模個人経営が大半を占める商業構造にあつて、車社会の一層の進展や近隣自治体への大型店の進出、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって商店の廃業が増加してきている。

このため、町民や事業者との協働により、商業の再生を進めるとともに、商工会への支援を通じ、商店の経営の安定化やサービスの向上等を促進していく必要がある。

イ 建設業、工業等

過疎化による労働人口の減少や長引く景気低迷による受注量の減少により、極めて厳しい経営状況にある。

建設業等に携わる住民も高齢化が進み、既存事業所の持続的な経営の安定や後継者育成に資する支援が必要となっている。

④ 企業誘致と起業化促進

町内の雇用や定住を促すため、企業誘致による地域経済の活性化が期待されているが、立地環境の劣位や民間企業経済の低迷などの要因により誘致は進んでいない。しかし、一部に企業進出の動きも見られ、誘致制度の見直しや拡充を図る必要がある。

また、月形町の基幹産業である農業や商工業などの地域産業は、多くの課題を抱え厳しい状況にあることから、地域の特性を生かした新しい産業の創出が必要とされている。

⑤ 観光・レクリエーション

旧石狩川を活用した皆楽公園は、27haの広がりを持つ水と緑の自然公園であり、バンガローやキャンプ場、パークゴルフ場などが整備され、隣接する月形温泉ゆりかごや月形温泉ホテル、多目的アリーナ等とともに、本町を代表する観光・交流拠点となっている。

しかし、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとはいえない。

今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から関係人口や定住・移住への展開も見据えながら、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努め、着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

地域経済社会の維持・活性化において本町農業が果たす役割は極めて大きいことから、今後も生産基盤の整備や技術力の向上はもちろん、食の安全・安心・美味しさなどを重視する消費者ニーズに即したクリーン農業の推進や農産物の加工による高付加価値化などに取り組むことで、本町農業を産業としてより一層成長させていく必要がある。

主要な施策は、次のとおりとする。

ア 農業生産基盤の充実

農産物の生産性向上のため、農業振興施設整備、ほ場の区画整理や暗渠排水整備、客土などの土地改良事業を推進する。

イ 多様な担い手の育成・確保

新たに農業を志す者への情報提供や相談体制を充実させつつ、研修や実習への支援も強化することで、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努める。

ウ 農業経営の改善

農地の利用集積や農作業受委託の促進、農業経営の法人化による経営基盤の強化を図るとともに、経営指導も徹底することにより農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手の育成を進める。

エ 生産性の向上、地域特産品生産振興及びブランド化の促進

農畜産物のブランド化に向け、食の安全・安心と環境に配慮した農業の確立や独自の流通体制の整備、地域特産品生産振興、6次産業化の推進など多面的な取り組みを進める。

オ スマート農業の推進

農作業の効率化・省力化、生産性の向上のため、スマート農業の取り組みを推進する。

② 林業

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合との連携のもと、森林所有者の合意形成を図りながら、森林整備計画に基づく計画的な森林管理・整備を促進するほか、森林の多目的利用の推進として「道民の森」、「円山公園」などを森林の憩いの場や遊び場、学習や環境教育の場として利用を推進する。

③ 中小企業

ア 商業

商工会やJA等との連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援、起業や事業承継への支援、農産物を生かした新商品の開発等に向けた取り組みを進める。

(ア) 商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスや販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させる。

(イ) 商工業経営の安定化の促進

商工業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努める。

(ウ) 小売り・サービス業の再生に向けた検討の推進

人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、町民や事業者をはじめ、関係機関・団体、行政等が一体となり、小売り・サービス業の再生・存続を図る。また、事業承継や地元企業の異業種参入等を活発化させる仕組みづくりを目指す。

(エ) 起業・新商品開発等の促進

起業や町の特産品を活用した商品の開発を促進するため、各種支援制度の拡充を図る。特に農畜産物を活用した商品開発を促進するため、農協や商工会との連携を強化し、地域経済の活性化と町のPRを推進する。

(オ) 企業立地の支援

産業振興の効果的な発展を促進するための各種優遇制度を整備し、企業の誘致による雇用機会の拡大や地域経済の循環により、地域産業の持続的な発展を図る。

イ 建設業、工業等

中小企業経済は、担い手不足や高齢化が進んでおり厳しい状況にあることから、商工会との連携を図り、経営改善普及事業をはじめとする経営診断や指導業務を充実し、人材の育成や積極的な融資制度の活用を進める。特に、建設業関連の従事者は高齢化が進み、既存事業所の経営安定、後継者育成支援の必要性がある。また、適切な工事等の発注、新たな事業発掘に努めるとともに、同業種の新規参入の促進により、地域内における産業構造の維持や経済循環を図る。

ウ 中小企業の持続的な発展

中小企業等の振興として、企業の自らの創意工夫や自主的な努力を尊重しつつ、企業、商工会、町の役割等を明らかにし、関係機関との連携のもと、中小企業等全体の持続的な成長及び発展に関する施策を総合的に推進する。

④ 観光の振興

観光・レクリエーションは、関連産業への波及効果をもたらし、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たす位置付けにあることから、次の取り組みを推進する。

ア 観光・交流資源の整備充実・有効活用

観光の拠点として、皆楽公園エリアの再整備を図り、事業者等との連携のもと、施設・設備の適正な維持管理とソフト面での充実に努め、道の駅の整備について検討を進める。

つきがた夏まつり等のイベントは、関係団体等との連携のもと、内容の充実を進め、来場者数の増加に努める。

イ 広域観光・交流体制の充実

優れた自然や農村の魅力を生かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、関係団体との連携や体制を強化し、広域的連携による受け入れや旅行会社とタイアップしたツアーの誘致、観光ルートづくりなどによる集客活動を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営土地改良事業 (月新地区農地整備事業)	北海道	
		農地耕作条件改善事業 (北11号右岸2地区)	月形町	
	林業	町有林整備事業	月形町	
		町有林管理事業	月形町	
		町内植樹事業	月形町	
		林業振興経費	月形町	

		豊かな森づくり推進事業	月形町	
	(3) 経営近代化 施設 農業	篠津地区国営造成施設管理事業	国	
		農地事務経費	月形町	
		水利施設管理強化事業 (月形地区、篠津中央地区、北海地区)	月形町	
		月形地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		中小屋地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		徳富ダム地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		青果物集出荷貯蔵施設整備事業	月形町	
		穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業	月形町	
		農業振興施設整備事業	月形町	
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	農産物加工施設整備事業	月形町	
	(7) 商業 その他	事業承継支援事業	月形町	
		企業立地支援事業	月形町	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	皆楽公園等整備事業	月形町	
		道の駅整備事業	月形町	

	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業			
	第1次産業	新規就農対策事業 担い手の確保や産業の振興を図るため、町外から転入して新たに農業経営を開始しようとする者等へ、農業機械の購入や農用地賃借料など農業経営に必要な費用の一部を支援する。	月形町	
	商工業・6次産業化	起業者支援事業 町内に事業所を設け、創業・起業する者へ事業実施に係る経費の一部を助成し、雇用の創出や町の経済の活性化を図る。 中小企業者等資金融資事業 町が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し保証料や利子の一部を助成し、中小企業の経営基盤の安定化と商工業等の振興を図る。	月形町 月形町	
	観光	商工振興事業 人口減少や個人消費の低迷・流出などによる経営悪化により、事業者数の減少が進む中、商工業者指導団体へ必要な補助を行うことにより、商工業の振興と経営の安定化を図る。 イベント実施事業 夏まつりなどのイベントを実施するイベント実行委員会へ助成することで、まちの魅力の発信や地域資源の活用に地域住民や団体等が一体的に取り組み、観光・交流人口と住民活動の促進を図る。	月形町 月形町	

	(11)その他	農業後継者養成事業	月形町	
		6次産業化推進事業	月形町	
		農産物ブランド化推進事業	月形町	
		地域特産品生産振興事業	月形町	
		就農支援事業	月形町	
		スマート農業推進事業	月形町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	月形町	
		環境保全型農業直接支払交付金事業	月形町	
		多面的機能支払交付金事業	月形町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
月形町全域	製造業、農林水産物等 販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域情報化については、平成 21・22 年度に、新篠津村との共同事業として、町内に光ケーブルを敷設し、全世帯に I P 告知端末機を設置するとともに、超高速インターネットが利用可能な環境を整備した。

今後は、高齢者や障がい者を含め、すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、これまでの取り組みを活かした行政内部の情報化の一層の推進、I P 告知端末機の利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を図る必要がある。

(2) その対策

光ケーブルや I P 告知端末機の適正な維持管理、町からのお知らせの内容充実に努めるとともに、I P 告知端末機を利活用した町民生活の向上につながる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	情報化推進事業	月形町	
	その他の情報化のための施設			
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤運用事業	月形町	
		光ネットワーク回線を安定的に管理・運用し、都市地域との情報格差を低減するとともに、防災情報など住民に必要な様々な情報を迅速に提供することにより、住民生活の向上を図る。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

月形町と各市町村を結ぶ広域道路網は、国道 275 号、主要道道岩見沢月形線、月形厚田線、一般道道の月形幌向線、石狩月形停車場線の 5 路線があり、国道の延長は 16.2km、道道の総延長は 13.6km となっている。いずれも全線改良・舗装されているが、行楽期には渋滞も多く、通過車両による交通事故件数も増加しており、歩道の設置など安全施設の設置が求められている。

町道は、1 級町道 21 路線、2 級町道 17 路線、その他 120 路線の計 158 路線があり、総延長は 145km に達し、改良率、舗装率は全道的にも高水準となっているが、今後は機能面だけでなく、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が課題となっている。

表～町道整備事業、主要幹線道、町保有除雪機械名及び台数

町道整備事業

町道実延長	改良済延長	比率	舗装済延長	比率	未改良延長	比率
144,876m	120,599m	83.24%	112,194m	77.44%	24,277m	16.76%

(令和 2 年 4 月 1 日現在道路現況調査)

主要幹線道

路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)	路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)
二 線	1,151.3	3.0~5.5	四 十 三 線	2,030.4	4.0~5.5
四 線	1,384.7	5.5	月 形 駅 前 線	246.8	6.5~11.0
七 線	531.6	5.5	新 宮 線	2,495.1	2.5~4.5
貯 水 池 線	3,730.4	2.5~6.6	札 比 内 中 央 線	1,104.9	3.0~5.5
中 札 比 内 線	2,951.6	5.5~12.7	二 号 線	2,183.3	2.5~5.5
豊 ヶ 丘 第 一 線	1,855.2	5.0~5.5	南 札 比 内 川 沿 線	604.0	3
月 形 札 比 内 線	8,768.7	2.5~5.5	豊 ヶ 丘 一 号 線	1,482.5	5.5
北 農 場 中 央 線	1,461.4	5.5~7.5	赤 川 線	1,788.2	2.5~5.5
円 山 一 号 線	1,281.6	3.0~6.0	農 事 会 第 一 線	1,277.2	3.0~5.5
須 部 都 橋 線	1,086.5	5.5~9.0	農 事 会 南 耕 地 線	368.7	4
緑 町 横 四 号 線	106.2	5.5	南 耕 地 月 浜 線	2,996.0	5.5
農 事 会 中 央 線	1,607.2	5.5	雁 里 中 央 線	2,360.8	5.5
南 耕 地 新 篠 津 線	1,785.0	3.0~5.5	増 反 地 一 号 線	1,468.3	4.0~5.0
中 野 線	6,795.7	4.0~7.0	農 事 会 月 浜 線	1,615.1	4.0~5.5
旧 札 幌 沼 田 線	2,493.7	5.5~6.5	十 六 号 線	1,168.4	5
四 十 六 線	3,103.9	5.5	五 耕 地 山 線	1,505.3	5.5
昭 栄 新 栄 線	3,696.4	3.0~7.0	月 ヶ 岡 一 号 線	651.2	2.7~5.5
昭 栄 新 篠 津 線	2,211.8	5.5	新 田 五 耕 地 山 線	1,140.1	2.7~3.5
新 田 線	2,096.6	4.5~5.5			

(令和 2 年 4 月 1 日現在道路現況調査)

町保有除雪機械及び台数

除雪機械名	ロータリー	ダンプトラック	ショベル	計	備考
台数	4 台	5 台	4 台	13 台	

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

② 公共交通機関

少子化や人口の減少、自家用車の普及などにより、バスの利用者は減少している。

現在、バス路線は、岩見沢市を結ぶ北海道中央バス月形線が上り9便・下り8便、札幌市、当別町を結ぶ札沼線バス月形当別線が9往復、浦臼町を結ぶ札沼線バス月形浦臼線が5往復、このほかに新篠津村経由で江別市を結ぶ新篠津村営バスがあり、その運行に対して助成を行っている。

平成15年には、JRバスの岩見沢月形線、月形滝川線の運行が廃止され、沿線住民の生活交通をスクールバスへの一般住民混乗により確保しており、令和2年5月のJR札沼線（学園都市線）の一部廃止では、代替バスとして札沼線バス月形当別線、月形浦臼線が運行している。

地域交通確保対策として、鉄道の廃止やバスの減便が見込まれる中、民間ハイヤー事業者維持のための支援や高齢者など交通弱者に対応する新たな公共交通の導入を進めている。

また、鉄道の廃止に伴うバス転換にあたり、バスターミナル機能を有する地域拠点施設整備のあり方の検討を進めていく必要がある。

表～路線バス運行状況

路線名	区間	運行回数	備考
中央バス月形線	岩見沢市～月形町	上り9便、下り8便	
新篠津村営バス江別当別線	江別市～月形町	往復2回	新篠津村経由
札沼線バス月形当別線	当別町～月形町	往復9回	
札沼線バス月形浦臼線	浦臼町～月形町	往復5回	

（令和2年4月1日現在）

（2）その対策

① 道路

交通基盤は、産業の発展や地域の振興にとって重要な役割を担っており、まちづくりの根幹をなしている。

道路網の整備については、交通安全対策に主眼を置き、近隣市町村と連絡する広域道路や町道についても住民が安心して快適な生活を送ることができるよう、交通安全の環境、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備を促進するほか、国道・道道の適正な維持管理を関係機関に要請していく。

また、除雪機械の計画的更新、定期的な道路パトロールの実施等により、町道の除排雪体制の維持・充実を図っていく。

② 公共交通機関

日常生活における利便性の向上と利用促進を図るため、利用者ニーズに対応した路線バスの運行本数、ルートやダイヤの改正を運行事業者へ要請するとともに、民間ハイヤー事業者の経営維持や運行車両台数の確保を支援するなど、交通機関の確保対策を強化する。

また、鉄道の廃止により公共交通の転換期を迎えた本町において、バス、ハイヤー、スクールバスを含めた公共交通のあり方やバスターミナル機能をもつ地域拠点施設整備の検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道新設改良事業	月形町	
		町道維持管理事業	月形町	
	橋りょう	橋梁管理事務事業	月形町	
		橋梁長寿命化事業	月形町	
	(2)農道	道営農道整備事業	北海道	
	(3)林道	林道管理事業	月形町	
	(8)道路整備機 械等	除雪車購入事業	月形町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業			
	公共交通	日常生活機能対策事業 公共交通の利用者は減少しており、 運行事業者の経営状況は厳しい状況に ある。運行事業者を支援するなど、住 民の生活の基盤となる公共交通を維持 していく必要がある。	月形町	
	交通施設維持	特別管理産業廃棄物運搬処分事業 交通施設の維持管理や更新などによ り発生する特別管理産業廃棄物を適正 に処理する。	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道及び下水道処理施設等

上水道は新篠津村との間に月新水道企業団を設置し、札比内地域を除く全域に生活用水を供給しており、未給水区域は地下水の汲み上げを行っている。

月形町は、人口集中区域は農業集落排水事業で整備した下水道により、それ以外の区域では合併処理浄化槽により生活排水を処理している。下水道未加入や合併処理浄化槽未設置の住宅もあるため、引き続き未加入者の加入促進や合併処理浄化槽への転換を進めていく必要がある。また、下水道は事業開始から 30 年以上を経過しようとしており、処理施設等の機能を保全するため、必要な調査や設備の更新など、適切な管理により長寿命化を図っていく必要がある。

ごみ処理は、全町収集を行っており、平成 24 年度から岩見沢市と美唄市、月形町の 3 市町が連携して、岩見沢市内に新ごみ処理施設を建設し、平成 27 年より供用を開始している。これに併せて平成 26 年度に衛生センターに直搬されるごみを分別・保管するためのストックヤードを整備し、平成 27 年度から直搬ごみの適正な分別処理を開始している。

し尿処理は、これまで美唄市のし尿処理施設で処理していたが、平成 26 年度に石狩川流域下水道組合の M I C S 事業（汚水処理施設共同整備事業）に参画し、奈井江管理センターにし尿や単独浄化槽汚泥を前処理する施設を設置し、平成 27 年から供用を開始している。また、農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽設置の補助制度を設けるなど、衛生的な環境づくりを推進している。

② 消防・救急及び防災

消防・救急体制は、昭和 47 年に 1 市 2 町 1 村で組織する広域消防岩見沢地区消防事務組合が設置され、常備消防体制が確立した。その後、構成市町村の合併により、現在は 1 市 1 町の組織として、消防施設の近代化、消防自動車、救急自動車の更新など組合消防としてさらなる組織の連携、強化を進めている。

また、月形町は、過去幾度となく水害が発生しており、河川情報センターの端末機を活用して、水害予防監視体制を整えている。さらに、災害発生時の迅速な対応に備え、平成 11 年度に防災備蓄倉庫を建設し、備蓄用品の確保と施設・設備の整備を行っている。

表～消防・救急設備の状況

設備名	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付水槽車	水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	救急車	広報車	消火栓	防火水槽	無線設備		
									卓上型無線装置	移動局	署活系携帯無線機
数量	1台	2台	1台	2台	1台	1台	17基	33基	1局	17局	10局

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

③ 住宅及び宅地

月形町の町営住宅は、昭和 29 年から始まっている。耐用年数を経過した狭小な住宅などもあることから、平成 3 年度より計画的に多様な住宅ニーズに対応した町営住宅の建て替えを進めて

いる。

ゆとりある住宅環境づくりが求められており、平成3年度から宅地造成・分譲を行っている。また、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度を設け、住宅の建設や購入、リフォーム、アパート・マンションなどの民間賃貸住宅の建設等を支援している。

④ その他の生活環境の整備に関する事項

ア 有害鳥獣等駆除

各地で農業生産などへの被害を与えているアライグマやシカなどの野生鳥獣は、農作地のみならず市街地でも拡大しており、全町的に駆除が必要となっている。

イ 環境美化

月形町は、道内有数の切り花の産地や歴史と自然の調和するまちとして環境美化に努めており、官民一体となったはなのまちの推進により、環境意識の向上やまちづくり意識の醸成を図っていく必要がある。

ウ 河川の保全

河川の災害を未然に防止するため、月形町地域防災計画に基づく危険箇所の把握やパトロールを実施し、適正な河川の維持管理等に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 水道及び下水道処理施設等

健康で快適な住民生活に一日も欠くことができない上下水道・廃棄物処理については、次の取り組みを推進する。

ア 上水道施設の整備

施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、耐震管への継続的な敷設替など、上水道施設の整備・改修を推進する。

イ 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

水質汚濁を防止して生活環境の向上を図るため、下水道の加入を促進するとともに、下水道処理区域外地域にあっては、合併処理浄化槽設置の普及に努める。

ウ 下水道処理施設等の整備

劣化状況を調べる機能診断調査やその結果に基づいた施設機能を保全するために必要な計画等を策定し、施設の適切な管理と設備の更新などにより長寿命化を図る。

エ ごみ適正処理の推進

ごみ処理は、ごみの排出抑制とリサイクル処理による資源の再利用を進めるなど減量化を推進し、広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。また、し尿は、広域的連携のもと、し尿や浄化槽汚泥の前処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。

② 消防・救急、防災

町民が安全・安心で暮らしていくために、消防力の充実強化を進めるとともに、防災・減災体制を確立していくため、次の取り組みを推進する。

ア 消防・救急体制の充実

火災などの災害防止や被害軽減を図るため、警戒体制の充実に努め、各種消防機器の適正な更新を図るとともに、消防施設の計画的な整備を促進する。また、研修・訓練の充実による職員の水質向上、装備等の計画的な更新により、消防体制の充実に努める。

救急体制については、救急業務の高度化に対応するため、教育・訓練の充実に努め、住民に対するAEDを含めた応急手当の普及啓発を行い、体制を強化する。

また、医療機関との一層の連携により、迅速、適切な業務を行う。

イ 総合的な防災・減災体制の確立

防災については、地域防災計画や防災マップ等を適宜見直ししながら、総合的な防災・減災体制の強化を進める。特に、災害時の情報通信体制の充実に努めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実、備蓄資機材の充実、避難場所の周知徹底、民間企業等との災害協定の締結を進める。

③ 住宅及び宅地

定住化を促進するためには、多様なニーズに対応した住宅環境の整備が必要になっている。住宅施策は、社会動向も考慮しながら、指針となる住宅マスタープランや町営住宅長寿命化計画に則して進めていく。

また、定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度による支援を引き続き行うとともに、民間賃貸住宅等建設補助については、さらなる有効な手法を検討し、制度の拡充に努める。

④ その他生活環境の整備に関する事項

ア 有害鳥獣等駆除

有害鳥獣等駆除については、非農家を含め全町的な駆除事業を引き続き進める。

イ 環境美化

官民一体となった環境美化運動により、まちのイメージアップと住民活動の促進を図る。

ウ 河川の保全

河川における災害の未然防止、自然災害対策の強化の観点から、護岸改修や浚渫等に積極的に取り組み、自然環境保全にも配慮した川づくりに努める。

エ 町有施設の解体

老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(2) 下水処理施設 農業集落排水 施設	農業集落排水事業	月形町	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	月形町	
	(3) 廃棄物処理 施設			
	ごみ処理施設	衛生センター管理運営事業	月形町	
		一般廃棄物処理施設管理運営事業	岩見沢市	
		衛生センター整備事業	月形町	
	し尿処理施設	し尿・汚泥処理事業	月形町	
		汚泥等受入施設広域整備事業	下水道組合	
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	月形町	
	(5) 消防施設	消防自動車等整備事業	消防事務 組合	
(6) 公営住宅	町営住宅整備事業		月形町	
	町営住宅管理経費		月形町	
(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業				
環境	はなのまち推進事業 官民一体となって町内の花壇に花を 植え、環境美化に努めるとともに、ま		月形町	

		<p>ちのイメージアップと住民活動の促進を図る。</p> <p>有害鳥獣等駆除事業 アライグマやエゾシカなどの野生鳥獣の被害は、基幹産業の農業以外にも、交通事故や家庭菜園などの被害が発生しており、駆除を推進する必要がある。</p>	月形町	
	防災・防犯	<p>町内街灯管理経費 町内の街路灯の設置や維持管理に要する費用の一部を行政区等へ補助し、交通の安全や防犯などの保持を図る。</p>	月形町	
	その他	<p>町有施設解体事業 老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。</p>	月形町	
	(8)その他	<p>防災対策事業</p> <p>駅前パーク管理事業</p> <p>河川維持工事経費</p>	<p>月形町</p> <p>月形町</p> <p>月形町</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

月形町の少子化は急速に進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりを町一体となつて一層積極的に進めることが求められている。

特に、平成 28 年 4 月に開設された認定こども園については、町内唯一の保育・幼児教育の場であり、子育て支援の拠点であることから、機能を十分に生かした施設運営を行っていくことが重要である。また、不妊症や不育症に悩むカップルや配偶者がいないひとり親の増加、子育てに悩みストレスを抱える母親の増加など、子育ての課題も多様化しており、子育てにかかる相談場所の充実や関係機関と連携した細やかな支援の重要性が増している。

このような中、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関係部門・関係機関が一体となつて、認定こども園の充実をはじめ、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要がある。

② 高齢者支援

月形町の高齢化率は既に 40%を超えており、特に 75 歳以上の後期高齢者の比率が高い状況にあり、これまで地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、町立病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援に当たってきた。しかし、認知症高齢者の増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっている。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域包括ケアシステムの強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味を持ち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりも重要である。

また、要介護状態になつても本人・家族が安心して今までの生活を続けられるよう、在宅サービスの充実や介護家族支援、必要な時には適切な施設サービスを利用できる体制づくりも必要である。

③ 障がい者支援

月形町では、平成 17 年から障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画（総合保健福祉計画）を策定し、「障がい者と共に生き、支えあうまち」を基本目標として、関連事業所等と連携しながら、各種の障がい者支援施策の充実に努めてきた。

しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、障がい者支援施策全般の一層の充実が求められている。

特に、障害者総合支援法に基づき、障がい者の自立と共生の社会の実現を図るため、施設入所者の地域生活への移行や障がい者の地域生活の支援、一般就労への移行等に向けた取り組みの充実が必要となっている。